

小平市教育委員会議事録（甲）

—— 8 月 定 例 会 ——

令和4年8月19日（金）

開 催 日 時 令和4年8月19日（金） 午後2時00分～午後4時09分

開 催 場 所 505会議室

出 席 委 員 古川正之 教育長  
三町章 教育長職務代理者  
山口有紀子 委員  
丸山憲子 委員  
青木雅代 委員

説明のための出席者 白倉克彦 教育部長  
岡崎奈緒子 教育指導担当部長兼指導課長  
安部幸一郎 地域学習担当部長  
市川裕之 教育総務課長  
飯島健一 学務課長  
中村和哉 教育施策推進担当課長  
細村英男 地域学習支援課長  
季高一成 中央公民館長  
利光良平 中央図書館長  
吉田将人 指導課長補佐  
松田弦 指導主事  
豊田剛志 指導主事  
坊本朋久 指導主事  
田野倉勇 文化スポーツ課長  
小川望 文化スポーツ課長補佐

書 記 山本真由美 教育総務課長補佐、長江陽一 教育総務課主任  
傍 聴 者 2名

午後2時00分 開会

（開会宣言）

○古川教育長

ただいまから教育委員会8月定例会を開会いたします。

（署名委員）

○古川教育長

はじめに、議事録署名委員の指名を行います。本日の議事録署名委員は山口委員及び私、古川

でございます。

次に、非公開にて取り扱う議題を決定したいと存じます。

本日の議題のうち、事務局報告事項（9）及び（10）、議案第16号は、人事案件または個人のプライバシーを含んだ内容でございますので、非公開で取り扱いたいと存じます。

お諮りいたします。

ただいま申し上げました議題について、非公開にて取り扱うことに賛成の方は、挙手願います。

—賛成者挙手—

## ○古川教育長

ありがとうございます。挙手全員でございますので、非公開と決定いたしました。

それでは、本日の議題に入ります。

### （委員報告事項）

## ○古川教育長

はじめに、委員報告事項を行います。

（1）姉妹都市小平町との青少年交歓交流事業の教育委員会視察について、山口委員からご報告をお願いいたします。

## ○山口委員

委員報告事項（1）姉妹都市小平町との青少年交歓交流事業の教育委員会視察について、私から報告させていただきます。資料はございません。

今回の視察につきましては、16人の子どもたちが小平町へ訪問するのに合わせまして、8月1日月曜日から3日水曜日までの3日間の日程で行ってまいりました。

視察の参加者でございますが、丸山委員と随行の市川教育総務課長、そして私の3人でございます。

視察内容でございますが、1日の午前7時50分に市庁舎正面で行いました出発式の後、小平町へと向かう子どもたちに同行し、小平町の子どもたちとの交流の様子などを視察してまいりました。初日は、小平町への移動でほぼ1日を費やし、午後4時半頃に小平町役場へ到着いたしました。小平町職員に出迎えていただき、関町長から歓迎の言葉をいただきました。さらに、その日の午後5時から、小平町文化交流センターの大ホールで対面式を開催いただき、子どもたち、指導者が顔合わせを行いました。小平町側からは、金澤弘幸教育長、木村輝義社会教育課長、長澤政之社会教育課長補佐、赤坂知也係長らのご出席をいただき、交流を行いました。

2日目の午前中につきましては、子どもたちの化石発掘体験の視察を予定しておりましたが、天候の関係で、発掘現場である川べりに降ることができませんでした。しかしながら、別の会場にアンモナイトをはじめ、たくさんの化石が用意され、子どもたちが直接手で触れて目を輝か

せながら交流する様子を見学することができました。午後につきましては、子どもたちと共に臼谷漁港に向かい、子どもたちが漁業の現場を体験する様子を見学いたしました。続いて、小平町にある日本最北の国指定重要文化財であります旧花田家番屋の見学を行っている子どもたちの様子も見ていただきました。コロナ禍ということで制限もありましたが、指導者が感染症対策を徹底する中で、小平市と小平町の子どもたちは非常に仲良く交流しておりまして、様々な場面ごとに前向きに楽しく過ごしている様子を伺うことができました。

3日目は天候も回復したため、午前7時半から行ったラジオ体操に参加し、子どもたちの元気な姿を見た後、朝食を共にいただきました。朝食後、子どもたちが陶芸を体験しているところを視察してから、子どもたちと指導者とはお別れしまして、小平町役場に向かい、金澤教育長との意見交換を行いました。ここでは、様々な話題について、教育長のお話を直接伺えるよい機会となりました。小平町は、環境のみならず、人口規模や財政状況も小平市とは大きく異なりますが、特に、このところ大きく進展のあったICT教育に関する話題、史跡や化石などの歴史的な財産の活用、また、姉妹都市における交流の在り方といった話については、共通する部分が多々あり、非常に有意義な時間となりました。意見交換後にお別れのご挨拶とお礼の言葉を述べさせていただき、帰京いたしました。

今回の視察では、距離を超えて親睦を深め合う子どもたちの様子を実際に目にし、また、小平町の教育委員会の皆様との交流を重ねる中で、非常に有意義な時間を過ごせました。

最後となりますが、小平町の皆様はもとより、子どもたちの指導者として同行された小平市の青少年委員の皆様、体調管理等に細心の注意を払い、子どもたちを送り出してくださった保護者の皆様、ほか関係者の皆様のご苦勞、ご尽力にも改めて感謝を申し上げます。

## ○古川教育長

丸山委員、何かもし感想等があれば。

## ○丸山委員

私も小平町に初めて行きましたが、自然的にも、歴史的にも本当にすばらしく、東京の小平市とは、異世界とも感じるぐらいの環境で、感動すら覚えました。そうした環境の中で、小平市の子どもたちが海で生のホタテを自分で開いて食べたり、魚を釣ったり、化石を触ったりといった、五感を使った体験ができたことは、本当に有意義であったと思います。また、小平市と小平町という、場所を越えて、小平町の子どもたちと寝食を共にしての交流というのは、このコロナ禍においては特にできなかったことですので、本当にいい経験をしたと思っています。

私自身も、上野の国立科学博物館の有名な異常巻きアンモナイトが、実は小平町で初めて発見されたということを知り、興奮を覚えました。家に帰って、フィギュアをもう一回改めて見るほどでした。

こうしたすばらしい事業をコーディネートしてくださった小平町の皆様、また小平市から同行してくださった青少年委員や看護師の方、小平市の教育委員会の事務局の皆様、その他関係者の

皆様のご尽力に本当に深く感謝いたします。

#### ○古川教育長

山口委員、丸山委員、ありがとうございました。  
以上で、委員報告事項を終了いたします。

#### (事務局報告事項)

#### ○古川教育長

次に、事務局報告事項を行います。

(1) 新型コロナウイルス感染について、説明をお願いいたします。

#### ○白倉教育部長

事務局報告事項(1) 新型コロナウイルス感染についてを報告いたします。資料はございません。

先月の定例会での報告以降、令和4年8月17日水曜日までに、庁舎に勤務する職員5名、公民館に勤務する職員2名、図書館に勤務する職員5名、元気村おがわ東に勤務する職員1名、市立学校に勤務する教職員53名、及び市立学校に勤務する委託事業者従業員7名の感染が確認されました。

濃厚接触者については、保健所による調査や国の基準に基づく確認などを行い、適切に対応しており、感染防止対策を徹底した上で業務を継続しております。

なお、新型コロナウイルスへの感染については、個人が特定されないよう、学校名等は公表しておりませんが、感染が報告された教職員等が在籍する学校の保護者には学校の対応について周知しております。

都内の感染拡大は収束の目途が立たず、依然として非常に厳しい感染状況が続いております。

間もなく2学期が始まりますが、学校における教育活動をはじめ、市民の学びや様々な地域での活動が継続できるよう、事務局、学校ともに、改めて基本的な感染症予防策及び健康管理の徹底を図り、感染防止対策に努めてまいります。

#### ○古川教育長

次に、(2) 市立学校における新型コロナウイルス感染症に係る9月以降の対応について、説明をお願いいたします。

#### ○岡崎教育指導担当部長

事務局報告事項(2) 市立学校における新型コロナウイルス感染症に係る9月以降の対応についてを報告いたします。資料はございません。

小平市立学校における新型コロナウイルス感染症の9月以降の対応については、国や東京都に

よる緊急事態宣言やまん延防止等重点措置等の要請が出ていないことから、これまでの対応に変更はございません。

9月1日の始業にあたり、9月以降の教育活動が円滑に実施できるよう、引き続き、感染防止対策の徹底等について、各校の学校だよりや学校ホームページなどにより、周知を行ってまいります。あわせて、市ホームページにおいても予定通り9月1日に始業する旨などを掲載する予定でございます。

### ○古川教育長

次に、(3)小学校自閉症・情緒障がい特別支援学級の設置について、説明をお願いいたします。

### ○岡崎教育指導担当部長

事務局報告事項(3)小学校自閉症・情緒障がい特別支援学級の設置についてを報告いたします。

資料No.1をご覧ください。

小学校自閉症・情緒障がい特別支援学級の設置については、本年5月24日の定例会において、設置候補校、指導開始時期、開設準備委員会の設置等について報告しておりますが、今後の進め方等について方向性がまとまりましたので、改めて報告いたします。

詳細につきましては、中村教育施策推進担当課長から説明させます。

### ○中村教育施策推進担当課長

それでは、資料No.1に沿ってご説明いたします。

まず、1、設置時期及び設置校種でございますが、発達障がいのある児童の早期支援を実現するため、令和6年度から小学校に設置することを目指します。

次に、2、設置校でございますが、令和4年6月6日に開催いたしました第1回の開設準備委員会において、小平第四小学校を候補校とすることについて委員に説明し、異論はなかったことから、今後、同校において開設に向けて準備を進めることを確認いたしました。その後、庁内において、8月16日付で同校を設置校とすることについて意思決定しております。

次に、3、周知についてでございますが、小平第四小学校に設置すること、令和6年4月の開設を目指していること、開設準備委員会を設置して準備を進めていることについて、以下のとおり周知を予定しております。

まず、令和4年8月23日に生活文教委員会において事務報告をいたします。次に、夏季休業の明けた令和4年9月1日に小平第四小学校の保護者に別紙のチラシを配付いたします。その後、令和4年9月15日号の教育委員会だよりに掲載いたします。

なお、今後につきましては、詳細が決まり次第、市報や市ホームページ等において周知を図ってまいります。

次に、4、開設に向けたスケジュールでございますが、令和4年9月29日の第1回小平市特別支援教育推進委員会において、これまでの経過について報告いたします。また、令和4年9月以降に、入級基準、就学相談の手続、教育課程等の検討を進めるとともに、令和4年度内に改修設計を実施いたします。さらに、令和4年12月に小平第四小学校の保護者に対する説明会を開催し、令和5年4月以降、東京都教育委員会へ学級編制調査書の提出、改修工事、保護者説明等を実施し、令和6年4月に小平第四小学校で指導を開始する予定でございます。

また、中学校においては、令和7年4月の指導開始を目指して並行して準備を進めてまいります。

なお、スケジュールにつきましては、状況により変更する場合がございます。

#### ○古川教育長

次に、(4) 公民館における事故の示談の成立について、説明をお願いいたします。

#### ○安部地域学習担当部長

事務局報告事項(4) 公民館における事故の示談の成立についてを報告いたします。

資料No.2をご覧ください。

本件は、本年5月1日、小平市立花小金井北公民館東側の万年塀が劣化により崩壊し、隣家の車両が損傷したことについて、7月13日に示談が成立いたしましたので、報告するものでございます。

損害賠償額は、修理代金13万3,969円で、これを市が支払うことで合意に至りました。

なお、損害賠償額は、市が任意に加入する市民総合賠償補償保険から全額補填されます。

また、本件につきましては、8月26日の市議会幹事長会議、及び9月6日の市議会定例会初日の諸報告において報告をいたします。

#### ○古川教育長

次に、(5) 大沼図書館の臨時休館について、説明をお願いいたします。

#### ○安部地域学習担当部長

事務局報告事項(5) 大沼図書館の臨時休館についてを報告いたします。資料はございません。

現在、故障している大沼公民館のエアコン修理を行うにあたり、冷暖房に係る電気設備の交換を行うため、施設全体を停電させる必要があることから、大沼図書館は、本年10月3日月曜日を臨時休館といたします。

利用者の皆様には市報、ホームページ、ポスター、チラシで周知いたします。

#### ○古川教育長

次に、(6) 国史跡鈴木遺跡保存活用計画素案について、説明をお願いいたします。

## ○白倉教育部長

事務局報告事項（6）国史跡鈴木遺跡保存活用計画素案についてを報告いたします。

資料№.3-1、3-2をご覧ください。

本計画は、令和3年3月26日に国史跡に指定された鈴木遺跡の、今後の保存、活用、整備等の基本となる計画でございます。

詳細につきましては、田野倉文化スポーツ課長から説明させます。

## ○田野倉文化スポーツ課長

国史跡鈴木遺跡保存活用計画素案についてでございます。

本日の資料につきましては、国史跡鈴木遺跡保存活用計画素案と国史跡鈴木遺跡保存活用計画案のあらましでございます。あらましにつきましては、今年6月に開催いたしました地域懇談会の際の資料で、本計画素案の概要版として作成したものでございます。このあらましにつきましては、鈴木遺跡の本質的な価値を知っていただくことを目的としたつくりにもなっております。

本計画の策定の経緯でございますが、昨年度から4回の国史跡鈴木遺跡保存活用計画検討委員会を開催するとともに、本年6月には上述の地域懇談会を行いました。また、関係課と調整会議により庁内関連部署との連携を図ったほか、文化庁や東京都からも、現時点では助言を受けてございます。

策定に当たりましては、小平市第四次長期総合計画、小平市教育振興基本計画、小平市の文化振興の基本方針の計画等と整合を図るものとし、計画期間は、令和5年度から、必要に応じて次期計画の策定を検討いたします。

それでは、あらましの1ページにございます国史跡鈴木遺跡保存活用計画についてをご覧ください。

本計画につきましては、令和3年3月26日に国史跡に指定されました鈴木遺跡の管理運用基準となる計画で、鈴木遺跡の持つ本質的な価値を明確化し、その重要性を市民に周知するとともに、次世代に継承するために、今後の保存、活用、整備等の大綱と基本方針、具体化のための施策を高めるために策定いたします。

素案を1枚めくっていただきまして、目次をご覧ください。

本計画素案の概要でございますが、10章で構成してございます。第5章に大綱・基本方針を記載しており、第6章以降に市の基本方針について記載してございます。

本計画素案にございます大綱と基本方針の概要につきましては、またあらましに戻りまして、あらましの3ページをご覧ください。

大綱でございますが、上段、四角く囲ってございます「比類なき鈴木遺跡、原始の遺産を市民と共に守り育む」という大綱を掲げました。大綱は、鈴木遺跡の持つ比類なき原始の遺産として捉えた上で、保存、活用、整備及び運営体制の整備に当たっては、広く市民の意見を聞きながら進めるという決意を「市民と共に守り」に込め、また、鈴木遺跡の持つ学術的価値をさらに明らかにしていくという方針を「育む」に込めてございます。



また、五つの方針、①保存、②調査研究、③活用、④整備の4本の柱を⑤運営・管理体制の整備によって、地域の方々や関連する組織等と協力して支えていくと定めてございます。

本計画素案のパブリックコメントを令和4年8月26日から9月25日まで、市ホームページ、電子メール等を通じて行い、市ホームページや主管課窓口、鈴木遺跡資料館等に素案を備えつけて閲覧できるようにいたします。

最後に、本計画策定までの今後のスケジュールでございますが、9月14日の生活文教委員会への報告、11月16日に第5回の計画検討委員会を開催いたしまして、12月15日、この場の教育委員会定例会を経まして、3月下旬に計画を公表していく予定でございます。

### ○古川教育長

次に、(7) 寄附の受領について、説明をお願いいたします。

### ○白倉教育部長

事務局報告事項(7) 寄附の受領についてを報告いたします。

資料No.4をご覧ください。

1は、絵本19冊を匿名希望の方より、小平市立小学校への指定寄附として、ご寄附いただいたものでございます。

2は、金1万円を匿名希望の方より、育英基金への指定寄附として、ご寄附いただいたものでございます。

3は、私の身に起きたこと とあるウイグル人女性の証言54冊を特定非営利活動法人日本ウイグル協会会長、于田ケリム様より、小平市立小・中学校への指定寄附として、ご寄附いただいたものでございます。

この場をお借りしてお礼申し上げます。

### ○古川教育長

次に、(8) 小平市教育委員会後援名義等の使用承認について、説明をお願いいたします。

### ○白倉教育部長

事務局報告事項(8) 小平市教育委員会後援名義等の使用承認についてを報告いたします。

今回報告いたします承認事業は、資料No.5のとおりでございます。

詳細につきましては、市川教育総務課長から説明させます。

### ○市川教育総務課長

小平市教育委員会後援名義等の使用承認について、本日報告いたしますのは5件でございます。うち新規申請は3件ございまして、まず、受付番号31番、スクールバンクフェスタ2022入試相談会です。特定非営利活動法人学凛社教育研究所が主催する事業で、都立高校、公立中学

校、高校の関係者が学校ごとに用意されたブースで小学生、中学生及びその保護者を対象に各学校や入学試験に関する相談等を受け、説明を行うものです。

次に、受付番号33番、キッズフリーマーケットです。NPO法人キッズフリマが主催する事業で、子どもたちがフリーマーケットの運営を行い、ものの売り買いを通してお金の扱い、リユースの意識、コミュニケーションを学ぶことを目的とした体験型イベントです。

最後に、受付番号34、支援者のための研修会です。白梅学園大学・白梅学園短期大学発達・教育相談室が主催する事業で、学校関係者、不登校の児童・生徒の保護者及び支援者等を受講対象者に、不登校の児童・生徒に関する学校と地域の取組事例をテーマとする講演をオンライン配信で行うものです。

そのほかの2件は、例年承認しているものでございます。

### ○古川教育長

ここまでの事務局報告事項につきまして、ご質問、ご意見等ございますでしょうか。

### ○青木委員

幾つか質問があります。

まず、(3) 自閉症・情緒障がい特別支援学級の設置についてですが、小平第四小学校に設置するというので、小平第四小学校の保護者向けの文書は見ましたが、対象は全市の子どもということなので、その方々への周知の方法はどうするのか。どの段階でどのような方法で周知していくのか教えてください。

2点目は、(4) 公民館における事故の示談の成立についてです。花小金井北公民館の万年堀の劣化ということで、再発防止として施設点検を入念に実施するとありますが、万年堀は少し前に事故があり、結構問題になっていると思います。点検をしても、古くなっていると事故が起りやすいと思うのですが、点検をするのか、もしくは、今後万年堀を減らしていく、なくしていくのか、方向性があるようでしたら教えてください。

3点目は、(7) 寄附の受領についてです。1の寄附物件、絵本とありますが、小学校への指定寄附ということで、絵本の内容も検討すると思いますので、絵本の内容もしくは題名を教えてください。

### ○古川教育長

以上3点。

では、まず1点目、特別支援学級について。

### ○中村教育施策推進担当課長

広く市民や保護者向けの説明会についても、今後実施する方向で考えております。時期については、検討中ですが、令和5年1月以降に東西の公共施設で、複数の日程を設けまして、市民や

保護者の方に周知する機会を設けようと考えているところでございます。

**○古川教育長**

教育委員会だよりを発行するのではなくてですか。

**○中村教育施策推進担当課長**

9月15日発行の教育委員会だよりにおいて、先程ご説明申し上げたことについてお知らせいたします。

**○古川教育長**

では、2点目、万年塀について。

**○季高中央公民館長**

万年塀は、コンクリートの柱と柱の間にコンクリートの平板を積み上げた構造になっていますが、今回の事故につきましては、柱と平板の接触部分をモルタルで動かないよう補強していた箇所について、15センチ程度のモルタルの塊が落下して、車に10センチほどの傷をつけてしまったという事故でございました。その接触部分が補強されていないとぐらつき等がありますので、その部分を補修するとともに、全体として20メートルほどの万年塀ですが、全点検を行いまして、基本的に平板の部分にひびが入っているなどの危ない部分については全て交換し、補強を行っております。

今後につきましては、台風など事前に風雨が予想される前も、定期的に点検を行っていくように努めていきたいと考えております。

**○古川教育長**

では、寄附の受領について。

**○飯島学務課長**

絵本のタイトルは「ゆうびんです！」です。男の子がおばあちゃんに手紙を出すというもので、その手紙が届くまでを子どもたちに分かりやすく描いた絵本となっております。

**○青木委員**

万年塀ですが、市内のこの箇所にしかないというわけではないので、ほかのところも併せて点検されているということでしょうか。

**○季高中央公民館長**

道路に面している部分につきましては、道路課で点検が行われておりまして、また、小学校等

につきましては、各学校において点検が行われております。花小金井北公民館につきましては、保育園と併設になっておりまして、保育園側の部分が撤去された際、公民館側は存置されました。今後、小平第十一小学校への複合化という方向が決まっており、近く撤去されますので、当面持ちこたえられるような補強を行ってきております。

#### ○青木委員

万年塀が設置されているところは、同様の危険性を孕んでいると思いますので、ほかのところでも点検を進めていただきたいと思います。

#### ○古川教育長

ほかにございませんか。

#### ○山口委員

報告事項（3）の特別支援学級の設置について、要望です。市内全域が通学区域ということになっていきますので、必要な家庭にしっかり情報が届くよう、積極的な情報発信をしていただきたいと思います。特別支援学級については、興味を持たれているご家庭もたくさんあると思いますし、例えば年度末ですと、通学を考えて引っ越しを検討されるご家庭もあると思います。早い段階で積極的な情報の開示と、問い合わせの窓口をしっかりと提示していただきたいと思います。

次に、報告事項（4）公民館における事故の示談の成立です。これは定期的に施設の点検をどこの公民館でもされていると思うのですが、今回事故が起きた箇所は、危険性があるという認識が全くない箇所だったのか。もしくは、少し危険性があるという認識があった箇所だったのか教えてください。

次に、報告事項（7）寄附の受領についてです。先ほど青木委員もご質問されていましたが寄附物件の1番と合わせて、寄附物件の3番も本を頂いています。子どもたちのためにと、本などをご寄附いただけるのは大変ありがたいと思うのですが、寄附された本の内容や、学校に置くのにふさわしい本かどうかといったチェックは、誰の責任で行われているのか教えてください。

#### ○古川教育長

以上3点。1点目は要望、ご意見でよろしいですね。

では、2点目の公民館の万年塀の点検について。

#### ○季高中央公民館長

万年塀の件でございますけれども、公民館側ではなく、公民館の外側の面が崩れてしまったものです。以前は駐車場だった場所に、新築された家が3軒あるのですが、各戸には事情をご説明しまして、コミュニケーションがとれましたので、今後は定期的に確認ができるのではないかと考えております。

○古川教育長

質問の趣旨は、今まで定期的に点検をしていたかということです。

○季高中央公民館長

失礼しました。外側ということで、その部分については確認ができていませんでした。その点については反省して、今後確認をしていきたいと存じます。

○古川教育長

では、3点目の寄附いただいた本の内容の確認について。

○飯島学務課長

今回の2件も含めて、本の寄附申請のほとんどが教育委員会事務局にまいますので、判断としては、教育委員会事務局でさせていただいております。ただし、我々は図書の専門家ではございませんので、判断に迷うような場合には、教科等研究会の国語担当の校長などから助言をいただきながら、我々で判断をしております。

○山口委員

公民館の事故の件についてなのですが、ご説明いただいてよく分かりました。こういった事件、事故というのは、ないのが最も望ましいのですが、私たちが一番知りたいのは、この事故を受けて教育委員会がどう対応したのか、再発防止にどう取り組むのかということです。この事故を受けてどう対応されたのかを合わせて報告いただくと、もっと分かりやすいと思いました。

寄附の絵本の中身の点検については、まず教育委員会事務局でチェックして、分からない場合は学校側と相談するというところで理解できました。

○古川教育長

以上でよろしいですか。

では、ほかには。

○丸山委員

私も、3番の自閉症・情緒障がい特別支援学級の設置について質問です。小平第四小学校の保護者の皆さんへというチラシですが、私がこれをぱっと見たとき、自閉症・情緒障がい特別支援学級を設置することに対して、小平第四小学校の保護者の不安をあおるというか、プレッシャーのようなものを感じました。「自閉症・情緒障がい特別支援学級とは？」というところの、「とは？」というのは、学級がどういうものかということなので、最初の2行「在籍する学級です」で終わるはずですが、しかし、その次の3行目のところで、ご理解、ご協力や、温かい見守りとご配慮といったことがすごく強調されていて、何か特別視をしないとイケないのではないかという

感じを受けました。そういう意味で、全体的に見直したほうが良いと思います。

チラシの右上に教育委員会からのお知らせと書いていますが、日頃よりから始まる文章の最後が、以下のことをお知らせいたします、とあり、お知らせが重なっており、今言った「学級とは？」のところに、ご配慮をお願いしますという文章まで書いてある。特別支援学級について、と書いていけば、こういう文章でも良いと思います。

また、どの小学校に開設するかや、いつ開設するかといったことを同列に書いているので、少し見にくいですし、「いつ開設するの？」というところの「予算などの状況によっては」という文言も要らないのではないかと思います。そういうことは、目指しています、進めていますというところに全て込められているのではないかと思います。

また最初の部分に戻りますが、保護者・地域の皆様のご理解、ご協力と書くのなら、やはり保護者だけでなく、保護者と地域の皆様宛にこれを発行して、説明会についても、保護者だけではなくて地域も含めて開催したほうが良いのではないかと思います。

重箱の隅をつつくようで申し訳ないのですが、もう少し精査されたほうが良いのではないかと思います。

質問ですが、保護者説明会は、1回きりなのでしょうか。この件については以上です。

続けて、鈴木遺跡の保存活用計画素案についてです。すごく分かりやすく、素案といいながら、もうこれで完成型のような感じになっていると思いますが、こういう遺跡の保存活用計画というのは、往々にして、例えば公園が出来上がるなど、遺跡が整備されそれで終わりとなりがちですので、ぜひそうならないようにしてほしいです。例えば、50ページの調査研究の現状と課題で、いろいろな調査がまだ十分ではないと書いてありますし、統括報告書についても、補足すべき部分が残されています、とあります。国指定になるぐらいですので、やはり職員として考古学や旧石器の専門的な知識を持っている人の存在が必要なのではないかと思います。それに関して、計画ができれば終わりではなく、永続的にこの計画を進めていく上で、実際に調査研究を中心となって担う専門職員の存在は保障されているのかどうか気になるところです。やはり人が中心になってやらないと意味がなく、至るところにいろいろなところとの連携と書かれていますが、そうした連携を行う上でも、この専門職員というものの存在が大きいはずだと思いますので、質問します。

これは要望ですが、例えば74ページ、保存のための整備ということで、鈴木遺跡資料館の移築、移転を検討していますということで、ぜひ専門的な施設を造っていただきたいのですが、それとは別に、少し話がずれるかもしれませんが、気候変動による水害などが大きな社会的問題になっています。収蔵機能は、これまで考えてきた以上に、よりハイスペックなものを求められているのが現状です。小平市は台地なので災害に強く、収蔵機能、文化財を保存していく上ではいいところですので、文化財レスキューの拠点になり得るような鈴木遺跡の資料館、文化財の保管施設ということも念頭に置いて考えていただきたいと思います。

### ○古川教育長

では、まず1点目の特別支援学級のチラシについての意図ということでしょうか。  
また、保護者説明会は1回だけかということについて。

### ○中村教育施策推進担当課長

このチラシについては、この後、設置される小平第四小学校において、改修工事等もあり、様々な面で子どもたち、保護者に影響が出てくるものだと考えますので、まずは設置校の保護者の皆様にいち早く情報提供したいということで、9月1日に配ろうと考えました。ここに「ご理解とご協力が欠かせません」と記載していることについては、今お話を伺って、そのように保護者が受け止める可能性があると感じたところです。このように記載した意図としましては、市内全域からお子さんが通ってくることで、それぞれ特性のあるお子さんが小平第四小学校に集うということについては、小平第四小学校の子どもたちや保護者に、発達障害について理解していただくということが非常に大事だと思っています。子どもたちが安心して学ぶには、ここに記載してあることが欠かせないと考え、ぜひお伝えしたいという意図で、このような表現を入れました。

また、保護者説明会については、12月に小平第四小学校で行う予定です。これは保護者だけではなく、小平第四小学校に関わる方々には広く周知できるようにしていきたいと考えております。回数としては、小平第四小学校では12月の1回を考えております。また、その後、先ほど申し上げた小平第四小学校以外の場所でも複数回説明会を開催して、周知していきたいと考えております。

### ○古川教育長

では、鈴木遺跡関係で、専門職員を配置する予定があるのかどうかということも含めて、ご説明いただければ。

### ○田野倉文化スポーツ課長

国史跡について、平成25年度から取り組んできたところでございます。この計画の前段の統括報告書や現計画を策定するに当たりまして、専門職である学芸員の力が非常に大きく、また、必要だというのは感じております。保証できるかということにつきましては、ここで述べることはできませんが、やはり担当課としましては、学芸員の職員も要望はしていきたいと考えているところでございます。

第2点目の要望でございますが、今後の整備計画等につきまして、情報をいただければと思いますので、併せて検討させていただきます。

### ○三町教育長職務代理者

今までの話で大体の疑問点は解決しました。(3)小学校自閉症・情緒障がい特別支援学級の設置についてと、国史跡の鈴木遺跡に関することで、質問というか感じたことをお話しさせてい

ただきたいと思います。

小学校自閉症・情緒障がい特別支援学級の設置については、今までの質問に対する答えで十分分かりました。最後に※で、中学校においては並行してと書いてありますが、並行してというのは、同時進行という印象があります。スケジュールを見て、11月の開設準備委員会は、小学校のための開設準備委員会だと私は理解しています。私の理解でいいならば、小学校については、4回でほぼ準備委員会は終わって具体的な作業に入るという印象があります。その後、令和5年の5回以降から中学校について進んでいくという理解でいいのかどうか。

次に、鈴木遺跡に関してですが、見せていただいて、素人でも非常にわくわくするような分厚い資料で、しかも、単に鈴木遺跡だけではなくて、例えば江戸時代の小平の地名の在り方なども含めて書いていただいているので、大変勉強になりました。やはり、広い面積の中で、これをどうやって進めていくか。そう簡単に進むものではないと十分理解しています。ぜひ頑張ってほしいという意味で質問ですが、特に後半部分の活用等のところで、活用の方向性、活用の方法ということで、保存管理等用地、あるいは資料館の活用、情報発信、文化資源との連携等々書かれています。基本的には、目指します、検討しますと書かれており、ここではそうせざるを得ないのでしょうか、どの程度の実現性を考えているのか。検討する、というのは、言葉として非常に不安な感じを持つのです。この方向で検討する、つまり、この方向で行くのだという意味での表現なのか、取りあえず多く検討するのかが違いがあります。基本的には、そういう方向でやっていくという姿勢だとは思いますが、長いスパンの中でやっていく上で担当課の姿勢を確立していただきたいと思います。特に、67ページの(4)で、各種の文化施設が所在していることから、こうした施設と積極的な連携交流を行っていきます、と書かれています。鈴木遺跡だけではなく、ほかとの関連もというところまで広く書かれていますので、大変うれしく思っています。そういう意味での検討や方向性をぜひお聞かせいただきたいと思います。

#### ○古川教育長

では、特別支援学級について。

#### ○中村教育施策推進担当課長

令和4年度に関しましては、小学校への設置に向けて準備委員会で進めてまいります。令和5年度については、小学校に関しても、必要があれば準備委員会を開催し、中学校に関しても準備委員会を立ち上げるという形で、並行して進めていくことになると考えております。今年度は、来年度から中学校の開設準備委員会を立ち上げるために、設置校の候補を絞ったり、具体的にどういう進め方をしていくのかを検討する準備を開始するという意味で記載しております。

#### ○古川教育長

鈴木遺跡に関して何か。



### ○小川文化スポーツ課長補佐

検討するという言葉が多いというご指摘は、そのとおりでございますが、計画でございますので、やりたいと思うことをできるだけ数多く盛り込んでおくことが、将来的な補助金等にも関わってくることでございます。当初から、ここに書いていないことは将来的に補助金が見つからないと文化庁をはじめ、いろいろな方面から助言をいただいております。そうしたことから、やりますというふうには断定できないけれども、こうしたこともぜひやっていきたいという、可能性を含めていろいろなことができるよう、検討しますという言葉をつけながら、希望を書き込んでいるとご理解いただければと思います。

### ○三町教育長職務代理者

両方の質問に関して、スパンは違いますが、どちらもしっかりと進めていただきたいと思いません。

### ○古川教育長

では、ほかにございませんか。

### ○青木委員

鈴木遺跡の件で要望になります。本当にすばらしい活用計画案となっており、こういうすばらしい遺跡が小平市にあるということをより多くの人に周知していただきたいと思いません。連携という言葉が何度も出てきますが、いろいろな文化的な遺産などと連携しながら、小平市の市民が共に守り育む、そして、まちづくり、人づくりと一緒に並んで鈴木遺跡を皆さんで守っていくという計画になっていました。本当に大切な遺跡になると思いませんので、より多くの人に周知していただく方法を考えながら、みんなで守り、そして、よい活用法を考えていただきたいと思いません。

今後、パブリックコメントを行うということで、活用や、公園をどうしたらいいかということも含まれていると思うのですが、この文章だと、少し子どもには難しいかもしれません。今後、この市を支えていく子どもたちからも、意見を聞けるような場があるといいと思いません。そうしたことも考えながら、今後活用する方法を考えていただけたらと思いません。

### ○古川教育長

ご要望ということでよろしいですか。

では、以上で、事務局報告事項を終了いたします。

(議案)

### ○古川教育長

次に、議案の審議を行います。

はじめに、議案第11号、小平市教育委員会事務の点検及び評価—令和3年度分—について、提案理由の説明をお願いいたします。

### ○白倉教育部長

議案第11号、小平市教育委員会事務の点検及び評価—令和3年度分—についてを説明いたします。

本報告書は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定に基づき、教育委員会の権限に属する事務について、自ら点検及び評価を行い、その結果をまとめたものでございます。

詳細につきましては、市川教育総務課長から説明させます。

### ○市川教育総務課長

小平市教育委員会事務の点検及び評価、令和3年度分について、説明をいたします。報告書の1ページをご覧ください。

上段の1、実施の趣旨にございますように、教育委員会事務の点検及び評価は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律において義務づけられているものでございます。教育委員会は、毎年その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、課題や取組の方向性を明らかにし、より効果的な教育行政の推進を図るとともに、これを市民に公表することで、信頼される教育行政の推進につなげるものでございます。

続きまして、2番、実施の方法の(1)点検・評価の対象でございますが、点検及び評価の対象は、点検及び評価の実施方針に基づき、令和3年度の年次計画として教育委員会で議決いただいた小平市教育振興基本計画の令和3年度基本的な方向及び主な取組に定めた51事業、教育委員会が特に重要であると認める3事業といたしました。

続きまして、(3)番、学識経験者の知見の活用でございますが、これも法に基づき、学識経験を有する者の知見の活用を図るため、二人の学識経験者と2回の会議の中で活発な質疑応答を重ね、ご意見及び評価をいただきました。毎年、様々なご意見等を頂戴しており、次年度の事業検討の際に、これを参考にしつつ事業改善に努めております。

4ページ目をご覧ください。今年度を対象とした全54事業に係る点検及び評価の結果でございます。基本的施策ごとに基本的な方向及び主な取組に記載している令和3年度に向けた課題、主な取組として定めた事業を記載し、続いて、都が基本的施策に設定した成果指標を記載しております。その次に、主な取組である個々の事業の点検及び評価結果を記載しています。個々の事業について、内容、実績、自己評価、今後の方向といった項目を設け、簡潔に分かりやすく記載するよう努めております。

後ろのほうになりますが、47ページから51ページのところには、学識経験者の意見を掲載しております。これらを真摯に受け止め、今後の事業の推進に活用してまいります。

最後になりますが、本案を議決いただいた後、市議会9月定例会にて報告書を提出し、併せて市報、ホームページ等で公表をしてまいります。

### ○古川教育長

では、質疑に移ります。

### ○三町教育長職務代理者

この点検及び評価については、内容も大体自分なりに納得しているところです。毎回聞かせていただいているのは、やはり、外部からの評価をどう受け止めるかということです。特に来年度に向けて、こういうところは意識していかなければならないと考えているところを教えてください。また逆に、私から見ても、意見としてはいかがか、と感じるところもあるのですが、そういう意見についてはどうなのですか。例えば、新藤先生の後半部分で、全体としてさらに望まれることの部分などは、思いは分かるけれども基礎的な自治体としてはどこまで対応するのかと感じました。外部の先生方のコメントについての現段階での受け止めや考えについて教えてください。

### ○市川教育総務課長

二人の先生から、非常に幅広く、また、いろいろな角度でご意見をいただいているという認識でおります。基本的には、一つ一つの内容をよくかみ砕きながら、今後に生かせるように努力していくというところになろうかと思えます。

例えば、この報告書の指標について、様々にアドバイスいただいたものを今回反映させたところもございますし、また、例年お話をいただいていた地域人材の活用については、学習補助員の制度の創設というところで参考として推進しているものもございます。

また、逆に、今ご指摘もございましたとおり、新藤先生のお話で、非常に高いレベルでの施策の提言もございます。こういったものを具体的にすぐに取り入れていくかどうかというのは、お答えしかねるところではありますが、その考え方をよく理解して、事業に反映させていける部分は、取り入れていくよう進めていくべきなのだろうと考えております。

### ○三町教育長職務代理者

結構です。ありがとうございました。

### ○古川教育長

ほかにございませんか。

－「なし」の声あり－

### ○古川教育長

それでは、質疑を終結し、討論に入ります。

－「討論省略」の声あり－

## ○古川教育長

それでは、討論を終結し、採決を行います。

議案第11号、小平市教育委員会事務の点検及び評価—令和3年度分—について、本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

—「異議なし」の声あり—

## ○古川教育長

ご異議なしと認め、本案は可決と決定いたしました。

ここで、職員の退席のため、暫時休憩とします。

—暫時休憩—

## ○古川教育長

会議を再開いたします。

議案第12号、令和4年度教育予算の補正の申出について、提案理由の説明をお願いいたします。

## ○白倉教育部長

議案第12号、令和4年度教育予算の補正の申出についてを説明いたします。

本案は、市議会9月定例会提出議案の原案として、教育委員会が所管する教育予算に係る補正について、市長に申し出るものでございます。

補正の内容でございますが、歳入につきましては、ございません。

歳出につきましては、教育総務費で500万円の増、小学校費で1億210万円の増、中学校費で3,594万円の増、社会教育費で3,567万円の増、保健体育費で3,283万5,000円の増、合計して教育費で2億1,154万5,000円の増額をいたします。

増額の理由でございますが、教育総務費につきまして、市立学校学習系ネットワーク環境アセスメント事業を実施することから増額いたします。

小学校費につきまして、電気代等の光熱水費の増及び自閉症・情緒障がい学級の設計委託を行うことから増額いたします。

中学校費につきまして、光熱水費の増により増額いたします。

社会教育費につきまして、光熱水費の増、上宿公民館の屋上外壁防水改修に係る設計業務委託及び中央図書館を含めた数館の利用者用椅子等の購入を行うことから増額いたします。

保健体育費につきまして、小学校給食用の牛乳保冷库・冷蔵庫等の設備更新などを行うことから増額いたします。

### ○古川教育長

質疑に移ります。

### ○三町教育長職務代理者

市立小・中学校学習系ネットワーク環境アセスメントで、調査を行う意図を教えてください。

### ○飯島学務課長

市立小・中学校では、GIGAスクール構想で整備したネットワークがございます。令和3年度から活用を始めておりますけれども、令和4年度からはデジタル教科書の使用をはじめ、使用回数そのものが増えてきており、再びネットワーク環境に高い負荷がかかっている状況にあります。費用をかけずに実施できる設定変更などは、これまでも行ってきておりますが、さらなる学習者用端末の活用に向けまして、ネットワークの調査、分析を行います。それによって、何が原因でつながりにくいかということを確認することが今回の補正予算で計上させていただいている内容です。解決に向けた提案までをいただく予定にしておりますので、その後は、予算との関係もありますけれども、できる限りネットワーク環境の改善を図ってまいりたいと考えております。

### ○三町教育長職務代理者

ネットワーク環境のアセスメントということで理解しました。

### ○古川教育長

では、ほかにございませんか。

### ○青木委員

小学校や中学校、公民館などの光熱水費の増ということですが、これは、単純に最近の光熱費や水道料金が上がっているという理由で、これだけの増額なのでしょうか。

### ○市川教育総務課長

今回の補正予算につきましては、多くの事業で、光熱費の高騰を理由に予算計上しております。これについては、ほとんどが電気代でございます。また、小学校、中学校ではガス代の増もございますが、それぞれに単価が大きく上がっております。特に、電気料金につきましては、料金の単価の底値が平成30年ぐらいなのですが、そこに比較しまして、今現在で、70%から80%増しの単価になっております。また、今後、さらなる値上げが予定されております内容では、平成30年度と比較して400%近い増が見込まれます。世界情勢の影響ということがあろうと思いますが、そういった形で値上げが進行しているということで、それぞれの事業の光熱費について計上しております。

**○青木委員**

個人宅でも同じような状況ですので、仕方がないかと思えます。学校で電気をつけ放しの廊下や教室などもよく見かけます。光熱費に使うお金は、家庭などでも、大変もったいないと思うところですので、まず節約するよう学校に言っていただいて、少しでも減らす努力をしていただけるといいと思えます。

**○古川教育長**

ほかにございませんか。

－「なし」の声あり－

**○古川教育長**

では、質疑を終結し、討論に入ります。

－「討論省略」の声あり－

**○古川教育長**

それでは、討論を終結し、採決を行います。

議案第12号、令和4年度教育予算の補正の申出について、本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

－「異議なし」の声あり－

**○古川教育長**

ご異議なしと認め、本案は可決と決定いたしました。

次に、議案第13号、小平市教育委員会が定める歴史公文書選別基準の制定について、提案理由の説明をお願いいたします。

**○白倉教育部長**

議案第13号、小平市教育委員会が定める歴史公文書選別基準の制定についてを説明いたします。

本案は、令和4年10月1日に小平市公文書等の管理に関する条例第5条第6項が施行されるにあたり、教育委員会が保有する公文書について、保存期間満了後の措置を定めるため、小平市公文書等の管理に関する条例第5条第4項に規定する歴史公文書選別基準を定めるものでございます。

**○古川教育長**

質疑に移ります。

－「なし」の声あり－

**○古川教育長**

それでは、質疑を終結し、討論に入ります。

－「討論省略」の声あり－

**○古川教育長**

それでは、討論を終結し、採決を行います。

議案第13号、小平市教育委員会が定める歴史公文書選別基準の制定について、本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

－「異議なし」の声あり－

**○古川教育長**

ご異議なしと認め、本案は可決と決定いたしました。

次に、議案第14号、小平市特定歴史公文書の保存、利用及び廃棄に関する規則の制定について、提案理由の説明をお願いいたします。

**○安部地域学習担当部長**

議案第14号、小平市特定歴史公文書の保存、利用及び廃棄に関する規則の制定についてを説明いたします。

本案は、小平市公文書等の管理に関する条例に基づき、本年10月1日から歴史公文書の教育委員会への移管等及び特定歴史公文書の利用が開始されることから、これらが適切に行われるよう規則制定をするものでございます。

詳細につきましては、利光中央図書館長から説明させます。

**○利光中央図書館長**

それでは、議案第14号の詳細について説明いたします。

はじめに、本規則の制定理由でございますが、教育委員会の図書館が保存する特定歴史公文書の保存、利用及び廃棄に関し、必要な事項を定めるものでございます。

次に、本規則の主な内容でございます。規則（案）をご覧ください。

第3条の2では、特定歴史公文書について、目録を作成した上で、インターネットの利用その

他の方法により目録を公表することを規定いたしました。

それから、第4条から第12条にかけましては、特定歴史公文書の利用に関する手続、利用の方法等について定めております。第4条では、利用請求の方法で、中央図書館において利用請求書により直接または郵便、ファクシミリ等を用いて請求をするというものでございます。第5条は、利用請求者が利用請求書の形式的な不備を期間内に補正しない場合等の利用請求の却下に対して規定したものでございます。第6条から9条は、利用制限情報がある場合の部分利用の方法並びに利用決定等の様式を定めております。第10条は、利用請求に係る特定歴史公文書に市及び利用請求者以外の第三者に関する情報が記録されているときの第三者保護に関する手続について、当該第三者に通知をする事項及び使用する様式を定めております。また、第12条、第13条は、特定歴史公文書の利用の中止、写しの交付等及び写しの交付にかかる費用の額について、第14条は、特定歴史公文書を移管した実施機関が当該特定歴史公文書を利用する際の手続について。また、第15条は、特定歴史公文書を廃棄した場合に、記録を作成することについて規定したものでございます。

本規則の施行日でございますが、本年10月1日といたします。

#### ○古川教育長

質疑に移ります。

#### ○丸山委員

第15条の廃棄についてですが、これは時間が経過して、特定歴史公文書としての保存が必要でなくなったものについての廃棄という認識でよろしいでしょうか。

#### ○利光中央図書館長

第15条の廃棄は、図書館に移管をされた公文書の中で、諸般の事情で廃棄をせざるを得ないものが発生することがございます。例えば、劣化が激しく、どうしても保存や利用に耐えられないという状態のものなどについて、廃棄をするということになります。ただし、廃棄する場合には、審議会に諮問をした上で廃棄を可能としていくという流れになっております。

#### ○丸山委員

もう1点質問します。マイクロフィルムについてですが、今現在もマイクロフィルムは撮影されているのですか。また、これまで撮ったマイクロフィルムはデジタル化などされているのでしょうか。

#### ○利光中央図書館長

現在、図書館が把握をしている中においては、マイクロフィルムの特定歴史公文書はございませんが、今後、出てくる可能性はあるかもしれません。マイクロフィルムにつきましては、現在、



歴史公文書ではなく、図書館の資料のほうにおいて、一部マイクロフィルム化をしている資料等がございます。今後は、デジタル化が課題になっていくと思っているところでございます。

**○古川教育長**

では、ほかにございませんか。

－「なし」の声あり－

**○古川教育長**

それでは、質疑を終結し、討論に入ります。

－「討論省略」の声あり－

**○古川教育長**

それでは、討論を終結し、採決を行います。

議案第14号、小平市特定歴史公文書の保存、利用及び廃棄に関する規則の制定について、本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

－「異議なし」の声あり－

**○古川教育長**

ご異議なしと認め、本案は可決と決定いたしました。

次に、議案第15号、令和5年度使用特別支援学級教科用図書の採択について、提案理由の説明をお願いいたします。

**○岡崎教育指導担当部長**

議案第15号、令和5年度使用特別支援学級教科用図書の採択についてを説明いたします。

資料をご覧ください。

公立学校で使用する教科用図書の採択につきましては、所管の教育委員会が行うこととなっております。

特別支援学級用の教科用図書につきましては、原則は市立小・中学校の通常の学級と同一の教科用図書を使用することになります。

しかし、児童・生徒の発達の段階や障がいの程度、また学習の定着状況等の観点から、通常の学級で使用する教科用図書を使用することが適切でない場合は、学校教育法附則第9条の規定により、文部科学省が著作の名義を有する教科用図書（文部科学省著作教科書）や他の適切な教科用図書を採択し、使用することができることとなっております。

この場合の他の適切な教科用図書というのは、市販の図書を教科書とする一般図書でございます。

特別支援学級で使用する一般図書については、児童・生徒の発達の段階を考慮し、毎年度採択替えを行っております。

小平市特別支援学級教科用図書審議委員会では、各校一人一人の児童・生徒の実態により、特別の教育課程を編成し、教科により当該学年の検定教科書以外の教科書を使用することが適切と考え、各特別支援学級設置校における調査・研究を踏まえ、次の順序により教科用図書を調査・研究いたしました。

1、本市使用教科用図書の下学年教科書の使用。これは、特別支援学級の3年生が2年生、1年生の教科書を使うということでございます。

2、特別支援学校用の、文部科学省が著作を有する教科用図書。

3、一般図書。

なお、一般図書につきましては、特別支援学級の教科指導にふさわしいものを建議するという視点から、文部科学省作成の「一般図書一覧」及び東京都教育委員会作成の「特別支援教育教科書調査研究資料学校教育法附則第9条第1項の規定による教科書（一般図書）」に基づき、調査・研究を行いました。

その結果、令和4年7月20日に、同審議委員会委員長の花小金井南中学校、堀井賢治校長から建議があったものでございます。

これに基づき、検定済教科書を除く、文部科学省著作教科書と一般図書の採択についてご審議いただくものでございます。

資料に2種類の一覧がございますが、表中に学校名が記されている一覧をご覧ください。

例えば、小平第十二小学校の国語の中で、東京書籍の「こくご☆☆」とありますが、これは文部科学省著作教科書を使用したいというものでございます。その他の教科書でも☆が書かれている教科書は文部科学省著作教科書でございます。

また、国語の中で、同成社の「ゆっくり学ぶ子のためのこくご3」とありますが、これは、一般図書を使用したいというものでございます。

そのほか、先述の「文部科学省著作教科書」、「一般図書」の記載がない教科につきましては、本市が使用する教科用図書の当該学年または下の学年の教科用図書を使用したいというものでございます。

なお、小学校の「国語」「書写」「算数」以外については、対象校全校が検定教科書を希望したため、記載がありません。中学校も同様になります。

## ○古川教育長

では、質疑に移ります。

### ○三町教育長職務代理者

小学校については、かなりの学級で通常の教科書を使うということで結構です。中学校は、発達の関係で同じ教科書は難しいということで、一般図書が多いということも、それも理解しています。

昨年も、確認してほしいとお話ししたのですが、保健体育の図解体育の東京版というのがあります。これは、通常の学級でいえば副教材で配布している、あるいは購入しているものです。それを教科書として扱う必要があるのかどうか。私の経験では、特別支援学級の副教材の教材費は市からお金が出ているので、副教材として扱ってもらえるはずですが、そこがよく分からないので教えてください。特に、花南中が3社出していますので、学年別で分けていると推測していますが、分かれば教えてください。

### ○松田指導主事

昨年度も三町委員よりご意見をいただきまして、今年度も採択につきまして、学校のほうには指導、助言させていただきました。その結果、実技の行い方、イラストというところがやはり、生徒の実態に応じて非常に分かりやすく示されていますので、こちらを使わせていただきたいと学校からもお話をいただき、建議されたものでございます。

### ○三町教育長職務代理者

今の特別支援学級の子どもたちの副教材の教材費は、公費負担になっていたのではないかと思います。それであれば、通常と同じように副教材として扱って、タイムリーに見せればいいものを、あえて教科書にしているということがどうなのかと思っていますので、教えてください。

### ○松田指導主事

失礼いたしました。副読本につきましては、中学校での私費会計ということになっております。

### ○三町教育長職務代理者

それは、特別支援学級でも私費会計ということなのか。いわゆる通常の学級で購入する場合に、準要保護のお子さんであれば教材費が補助されます。小平市がそこまでしてないのかどうか分からなかったのですが、某自治体では、特別支援学級のお子さんについては、申請さえすれば全員が基本的に副教材は準要保護と同じ扱いになるというシステムでした。それであれば、あえて教科書にしなくていいのかと思いましたが、小平市はそういうシステムではないのでしょうか。

### ○古川教育長

暫時休憩いたします。

－ 暫時休憩 －

○古川教育長

会議を再開いたします。

○飯島学務課長

副読本は、教科書のように公費で購入をするのではなく、私費会計で保護者に一旦ご負担いただきます。その後、就学奨励費という形で、その部分の教材費について公費負担をしております。所得制限がある項目もありますけども、今申し上げたように、就学奨励費という形で公費負担をすることは可能になっております。

○三町教育長職務代理者

特別支援学級のお子さんの場合は、申請すれば、経済的なことよりも、障がいがあるということで援助費が出ていたと理解していたものですから、それならば、そのシステムで進めればよいということです。しかし、小平市の場合は、特別支援学級においても所得制限があって全員が対象ではないということであれば、それはもうしようがないと思います。

○飯島学務課長

所得制限と申し上げたのは、準要保護よりは高い所得になりますので、ほとんどのご家庭は対象になってまいります。細かいところにつきましては、改めて確認をいたします。

○古川教育長

ほか、よろしいですか。

○青木委員

中学校の道徳の教科書の題名ですが、旺文社の教科書に、「学校では教えてくれない大切なこと」と書いてあります。学校で使う教科書に学校では教えてくれないと書かれているのは、とても違和感があるのですが、この本は、特別支援学級向きの本として一般的にこういう題名になっているので仕方ないのでしょうか。やはり、学校で使うものに学校では教えてくれない大切なことというのは、保護者が見た場合に少し違和感があります。ほかに代わるものがない本だということなのか、この本の選定について、経緯が分かれば教えてください。

○松田指導主事

こちらの学校では教えてくれない大切なことということでございますが、選定理由といたしましては、まず、イラストや版画を用いて自分や他者の気持ちの理解を進めやすい内容であるということ、気持ちを擬人化することで生徒に分かりやすい教材となっているという理由が挙げられ

ております。また、日常生活における友達との様々な場面で想定されており、相手の気持ちの理解が細かくでき、対処法等が事細かに記されているというところを選定理由としていただいております。

**○古川教育長**

本の題名に関しては何かありますか。

**○吉田指導課長補佐**

一般図書については、各学校で研究するのと併せまして、東京都教育委員会のほうからも、特別支援教育教科書調査研究資料として、それぞれの教科についての内容が示されております。その中に、発達の段階に応じて調査研究のあるものの中に、本の名前として、学校では教えられないことというのがいくつかあるものですから、これは書籍のタイトルということで我々は理解しているところでございます。

**○古川教育長**

青木委員、よろしいですか。

それでは、質疑を終結し、討論に入ります。

－「討論省略」の声あり－

**○古川教育長**

では、討論を終結し、採決を行います。

議案第15号、令和5年度使用特別支援学級教科用図書の採択について、本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

－「異議なし」の声あり－

**○古川教育長**

ご異議なしと認め、本案は可決と決定いたしました。

以上で、冒頭に非公開と決定したものを除く議題は終了いたしました。これ以降の議事は非公開にて取り扱いますので、関係者以外の方は、ご退席願います。

ここで休憩したいと存じます。4時まで休憩いたします。

**午後3時39分 休憩**